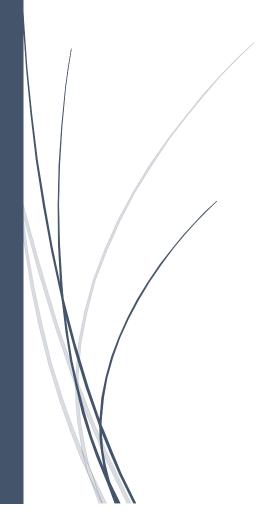
資料編



施策項目別の取組一覧

【施策の柱1】高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進

施策項目(1) 健康づくりと介護予防の促進

① 健康づくりの促進

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
健康ウォーキングの場 や機会の提供	運動器機能の維持向上を目的とした健康ウォーキング教室を開催するとともに、健康ウォーキングの楽しさや効用を広めることを目的とした健康ウォーキング大会を開催します。	保健医療課
健康ウォーキング認定 制度の実施	日常的に取り組む動機付けを目的として、ウォーキングの取組 状況に応じた認定証等の交付を行います。	保健医療課
健康ウォーキング推進 者の育成と活動支援	健康ウォーキングの楽しさや効用を広める「健康ウォーキング 推進者」の育成と活動の支援を行います。	保健医療課
お達者ポイント事業の 実施	運動器機能の向上や認知症予防などの介護予防に継続的に取り 組む地域の自主グループが一定の基準を満たした場合、活動用 品を支給します。	保健医療課
健康づくりに関する自 主グループ化支援	地域において健康ウォーキング等を行う自主グループの継続的 な活動を支援します。	保健医療課
高齢者いきいき活動ポ イント事業の実施	高齢者の社会参加を促進するため、高齢者が行う地域でのボランティア活動や健康診査等の受診、介護予防・健康増進に資する活動の実績に基づきポイントを付与し、集めたポイント数に応じて奨励金を支給します。	高齢福祉課
区スポーツセンター等 における健康・体力づ くりのための教室	区スポーツセンター等において、高齢者を対象とした健康・体力づくりのための事業の実施、情報提供及び活動の場の提供等を行います。	スポーツ 振興課
健康教室、健康相談の 実施	各区保健センターにおいて、生活習慣病予防のための健康教室、健康相談を実施します。また、ロコモティブシンドローム 予防や口腔機能向上等の健康づくりに資する教室を開催します。	保健医療課
元気じゃ健診・がん検 診等の実施	広島市国民健康保険の被保険者や後期高齢者医療の被保険者を 対象に各種健康診査を実施するとともに、各種がん検診や節目 年齢歯科健診を実施します。	保健医療 課・保険年 金課
元気じゃ健診(特定健 康診査)の受診率向上	行政・医療機関・地域団体等が一体となり、重層的な啓発活動を展開します。また、高齢者いきいき活動ポイント事業やひろしまへルスケアポイント制度の普及に努め、インセンティブの付与による受診率の向上を目指します。	保健医療 課・保険年 金課
各種感染症予防のため の取組	定期予防接種として、「インフルエンザワクチン」や「肺炎球菌 ワクチン」の接種を実施するとともに、市ホームページからの 情報発信等により感染症予防対策の普及啓発を行います。	保健医療課
「元気じゃけんひろしま21 (第2次) 推進 会議」等における構成 団体・機関との取組の 推進	本市の健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21 (第2次)」を 推進するため、健康づくりに関する様々な団体・機関等で構成され る「元気じゃけんひろしま21 (第2次)推進会議」等において構 成団体・機関が情報を共有し、連携を図りながら、一体となって市 民の健康づくりを推進します。	保健医療課

② フレイル対策の推進

取 組 名 等	取組内容等	関係課
地域介護予防拠点整備 促進事業の実施	地域包括支援センターがコーディネーターとなって、地域団体 等と協力し、地域に開かれた住民運営の介護予防拠点の整備を 促進するとともに、助言・情報提供や講師派遣等により、運営 を支援します。	地域包括ケア推進課
地域リハビリテーショ ン活動支援事業の実施	介護予防の取組について機能強化するため、住民主体の通いの場である地域介護予防拠点の立ち上げ及び運営の支援や、介護予防ケアマネジメントにリハビリ専門職の専門的知見を生かします。	地域包括ケア推進課
地域高齢者交流サロン運営事業の実施	地域団体(町内会・自治会、地区社会福祉協議会など)が実施 している「ふれあい・いきいきサロン」などを活用し、高齢者 の誰もが参加でき、介護予防に資する様々な「通いの場」の活 性化を図るための補助を行います。	高齢福祉課
健康づくり・介護予防 に関する教室の開催	各区保健センターや地域包括支援センターにおいて、フレイル 予防の必要性の普及啓発を行うとともに、ロコモティブシンドローム予防、低栄養予防、口腔機能向上等の健康づくり・介護 予防に資する教室を開催します。	保健医療 課・地域 包括ケア 推進課
短期集中型訪問・通所 サービス事業の実施	高齢者が要介護状態等になることを予防し、自立した生活が維持できるよう、専門職が短期集中的に、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上等を目的とした支援を行います。	地域包括ケア推進課
短時間型デイサービス 事業の実施	高齢者が要介護状態等になることを予防し、自立した生活が維持できるよう、運動を中心とした機能訓練等を行います。	介護保険課
高齢者いきいき活動ポ イント事業の実施(再 掲)	高齢者の社会参加を促進するため、高齢者が行う地域でのボランティア活動や健康診査等の受診、介護予防・健康増進に資する活動の実績に基づきポイントを付与し、集めたポイント数に応じて奨励金を支給します。	高齢福祉課
介護予防ケアマネジメントの充実(地域包括 支援センターの運営)	地域包括支援センターにおいて、地域の介護予防活動の情報を 収集・整理し、介護予防マップを作成しています。また、地域 包括支援センターに対し、日常生活圏域ごとの人口構成や要支 援・要介護認定の状況等に関する情報提供や職員研修会の開催 等により、地域特性を踏まえた自立支援に資する介護予防ケア マネジメントの充実を図ります。 さらに、広島版のアセスメントシートの活用や地域ケアマネジ メント会議の開催等により、介護予防ケアマネジメントの質の 更なる強化を図ります。 加えて、地域包括支援センターの活動を通じて、フレイル状態 にある高齢者を早期に把握し、適切なサービスや専門職等の支 援につなげます。	地域包括ケア推進課
地域ケアマネジメント 会議の開催	地域包括支援センター等が実施する介護予防ケアマネジメント の質の強化を図るため、医師、歯科医師、管理栄養士、リハビ リ専門職等を構成員とした地域ケアマネジメント会議を開催します。	地域包括ケア推進課

③ 介護予防事業(自立支援・重度化予防)等の推進

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
介護予防に関する教室の開催	地域包括支援センターにおいて、フレイル予防の必要性の普及 啓発を行うとともに、ロコモティブシンドローム予防、低栄養 予防、口腔機能の低下予防等の介護予防に資する教室を開催し ます。	地域包括ケア推進課
地域介護予防拠点整備 促進事業の実施 (再掲)	地域包括支援センターがコーディネーターとなって、地域団体等と協力し、地域に開かれた住民運営の介護予防拠点の整備を 促進するとともに、助言・情報提供や講師派遣等により、運営 を支援します。	地域包括ケア推進課
地域高齢者交流サロン 運営事業の実施(再 掲)	地域団体(町内会・自治会、地区社会福祉協議会など)が実施 している「ふれあい・いきいきサロン」などを活用し、高齢者 の誰もが参加でき、介護予防に資する様々な「通いの場」の活 性化を図るための補助を行います。	高齢福祉課
高齢者いきいき活動ポ イント事業の実施(再 掲)	高齢者の社会参加を促進するため、高齢者が行う地域でのボランティア活動や健康診査等の受診、介護予防・健康増進に資する活動の実績に基づきポイントを付与し、集めたポイント数に応じて奨励金を支給します。	高齢福祉課
重度化予防の取組	糖尿病性腎症の重症化予防及び脳卒中・心不全の再発予防等の ための保健指導を実施します。また、糖尿病等の生活習慣病に 係る治療中断者・未治療者への受診勧奨を実施します。	保険年金 課・保健医 療課
短期集中型訪問・通所 サービス事業の実施 (再掲)	高齢者が要介護状態等になることを予防し、自立した生活が維持できるよう、専門職が短期集中的に、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上等を目的とした支援を行います。	地域包括ケア推進課
短時間型デイサービス 事業の実施(再掲)	高齢者が要介護状態等になることを予防し、自立した生活が維持できるよう、運動を中心とした機能訓練等を行います。	介護保険課
介護予防ケアマネジメントの充実(地域包括 支援センターの運営) (再掲)	地域包括支援センターにおいて、地域の介護予防活動の情報を 収集・整理し、介護予防マップを作成しています。また、地域 包括支援センターに対し、日常生活圏域ごとの人口構成や要支 援・要介護認定の状況等に関する情報提供や職員研修会の開催 等により、地域特性を踏まえた自立支援に資する介護予防ケア マネジメントの充実を図ります。 さらに、広島版のアセスメントシートの活用や地域ケアマネジ メント会議の開催等により、介護予防ケアマネジメントの質の 更なる強化を図ります。 加えて、地域包括支援センターの活動を通じて、フレイル状態 にある高齢者を早期に把握し、適切なサービスや専門職等の支 援につなげます。	地域包括ケア推進課
地域ケアマネジメント 会議の開催 (再掲)	地域包括支援センター等が実施する介護予防ケアマネジメント の質の強化を図るため、医師、歯科医師、管理栄養士、リハビ リ専門職等を構成員とした地域ケアマネジメント会議を開催します。	地域包括ケア推進課

施策項目(2) 生きがいづくりの支援

① 外出・交流の促進

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
地区社会福祉協議会が 行う「ふれあい・いき いきサロン設置推進事 業」への支援	地域住民等のふれあいの場づくりにつながる「ふれあい・いきいきサロン設置推進事業」を行う地区社会福祉協議会への活動 支援を実施している市社会福祉協議会への支援を行います。	地域福祉課
地域高齢者交流サロン 運営事業の実施(再 掲)	地域団体(町内会・自治会、地区社会福祉協議会など)が実施 している「ふれあい・いきいきサロン」などを活用し、高齢者 の誰もが参加でき、介護予防に資する様々な「通いの場」の活 性化を図るための補助を行います。	高齢福祉課
地域介護予防拠点整備 促進事業の実施(再 掲)	地域包括支援センターがコーディネーターとなって、地域団体等と協力し、地域に開かれた住民運営の介護予防拠点の整備を促進するとともに、助言・情報提供や講師派遣等により、運営を支援します。	地域包括ケア推進課
「青少年支援メンター 制度」の推進	メンターと呼ばれる人生経験の豊富な大人が、子ども(小・中学生)と、1対1の関係で継続的・定期的に交流し、信頼関係を築きながら子どもの成長を手助けする「青少年支援メンター制度」を推進します。	こども・家庭支援課
高齢者公共交通機関利 用助成事業の実施	高齢者の社会参加を促進するため、高齢者が外出するきっかけづくりとして、公共交通機関の利用に要する経費を助成します。	高齢福祉課
高齢者いきいき活動ポイント事業の実施(再 掲)	高齢者の社会参加を促進するため、高齢者が行う地域でのボランティア活動や健康診査等の受診、介護予防・健康増進に資する活動の実績に基づきポイントを付与し、集めたポイント数に応じて奨励金を支給します。	高齢福祉課

② 生涯学習、文化・スポーツ活動の振興

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
「シニア大学・シニア 大学院」の支援	市社会福祉協議会が行う「シニア大学・シニア大学院」において、一般教養講座の開催等により、地域活動を担う人材の育成などを支援します。	地域福祉課
「高齢者作品展」の開 催支援	高齢者の日頃の学習成果を発表する場や学習体験の機会を提供 することを目的として市文化財団が行う「高齢者作品展」の開 催を支援します。	高齢福祉課
全国健康福祉祭(ねんりんピック)への市代表選手団の派遣支援	高齢者のスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である 「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」への市代表選手団の派遣 を支援します。	高齢福祉課
公民館における高齢者 を対象とした各種講 座・教室の開催	高齢者が、学びを生きがいの創出につなぐことができるよう、 公民館において高齢者を対象とした各種講座・教室を開催しま す。	生涯学習課
老人福祉センター等の 管理運営	地域における高齢者の自主的な活動拠点を提供するため、老人 福祉センター、老人いこいの家及び老人運動広場を管理運営し ます。	高齢福祉課

③ 市民の高齢者への理解の促進

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
敬老事業の実施	高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表することを目的として、 百歳高齢者への訪問等を行います。	高齢福祉課
青少年や企業を対象と した福祉教育・福祉体 験講座等の開催支援	市社会福祉協議会が、青少年や企業を対象とした高齢者の疑似体験キットなどを活用して行う「福祉教育・福祉体験講座」等の開催を支援します。	地域福祉課

施策項目(3) まちの活性化につながる多様な活動の促進

① 就業などの社会参加の促進

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
市シルバー人材センタ ーの就業機会の開拓等	就業開拓推進員による企業等への戸別訪問等により、就業機会の開拓・提供等を行います。	雇用推進課
「スローライフで夢づ くり」新規就農者育成 事業の実施	定年退職等を機に新規就農を希望する農地を持たない市民を募集・選考し、1年間栽培技術・出荷研修を行った後、農地をあっせんし野菜等の生産販売農家として育成します。	農政課
ふるさと帰農支援事業 の実施	農家出身者で定年退職等を機に帰農を目指す市民を募集・選考 し、1年間栽培技術・出荷研修を行い、野菜等の生産販売農家 として育成します。	農政課
シニア応援センターの 運営支援	市社会福祉協議会において「シニア応援センター」を運営し、 元気で活動的な高齢者が、これまで培ってきた知識や経験を活 かし、生き生きと活躍できるよう、相談者の希望に応じて、職 業紹介をはじめ、シルバー人材センターの入会案内、ボランティアの登録などを行います。	地域福祉課
協同労働モデル事業の 実施	自らが出資して経営に参画し、生きがいを感じながら地域課題 の解決に取り組む労働形態である「協同労働」により、高齢者 の働く場を創出する仕組みを構築するためのモデル事業を実施 します。	雇用推進課
各種市民活動・ボラン ティア活動、地域活動 の人材育成	市まちづくり市民交流プラザ等において、地域を支える活動など市民活動を担う人材育成の講座などを実施します。	市民活動推進課等
各種ボランティアの登 録制度の実施	市民活動などを通じて得た知識・技術などを生かしてボランティア活動をする人材の登録・斡旋を実施します。また、市社会福祉協議会が設置運営する「ボランティア情報センター」、区社会福祉協議会が設置運営する「ボランティアセンター」などの取組を支援します。	市民活動推 進課・ 地域福祉課
各種情報の発信	市ホームページ・広報紙や市関係団体のホームページ・広報紙 などを活用し、市民活動・ボランティア活動、地域活動等の情 報発信を行います。	各事業課
市民活動保険制度の実 施	町内会・自治会や老人クラブなどにおいて、高齢者が自主的・ 自発的な市民活動に取り組めるよう、賠償事故、傷害事故を対 象とする市民活動保険制度を実施し、その活動を支援します。	市民活動推進課

② 地域を支える活動の促進

地域と文人の冶動の		HP 1 4
取組名等	取組内容等	関係課
高齢者いきいき活動ポ イント事業の実施(再 掲)	高齢者の社会参加を促進するため、高齢者が行う地域でのボランティア活動や健康診査等の受診、介護予防・健康増進に資する活動の実績に基づきポイントを付与し、集めたポイント数に応じて奨励金を支給します。	高齢福祉課
地域高齢者交流サロン 運営事業の実施(再 掲)	地域団体(町内会・自治会、地区社会福祉協議会など)が実施している「ふれあい・いきいきサロン」などを活用し、高齢者の誰もが参加でき、介護予防に資する様々な「通いの場」の活性化を図るための補助を行います。	高齢福祉課
地区社会福祉協議会が 行う福祉のまちづくり 事業3事業への支援	地域の見守り活動につながる「近隣ミニネットワークづくり推進事業」、地域住民等のふれあいの場づくりにつながる「ふれあい・いきいきサロン設置推進事業」、地域住民の支え合い活動につながる「地区ボランティアバンク活動推進事業」を行う地区社会福祉協議会への活動支援を実施している市社会福祉協議会への支援を行います。	地域福祉課
単位老人クラブが行う 友愛活動への助成	単位老人クラブが行うひとり暮らし高齢者等への「友愛訪問」など、 地域における友愛活動への助成を行います。	高齢福祉課
老人クラブ活動への助 成	老人クラブが行う健康づくり事業や生きがいづくり事業、友愛活動、奉仕活動に対する助成を行います。	高齢福祉課
高齢者地域支え合い事 業の実施	地域包括支援センターがコーディネーターとなり、小学校区を基本として、民生委員や地区社会福祉協議会、町内会・自治会、単位老人クラブといった様々な活動主体の連携強化及び見守り活動情報の一元化・共有化を図ることができるネットワークを構築する「高齢者地域支え合い事業」の取組か所数を増やし、見守り活動を基本に高齢者の活動・交流の場づくり、生活支援サービスへの繋ぎなど、ともに支え合う地域づくりを推進します。	高齢福祉課
生活支援体制整備事業の実施	生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、介護保険制度でのサービスのみならず、保険外のサービスも含む多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図るため、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を推進する役割を担う者(生活支援コーディネーター)を配置し、地域に不足するサービスの創出や、生活支援サポーター養成講座の開催等によるサービスの担い手の育成等を行うとともに、生活支援サービスの多様な提供主体が参画する協議体を設置し、多様な主体間の定期的な情報共有及び連携強化を図ります。	高齢福祉課
健康ウォーキング推進 者の育成と活動支援 (再掲)	健康ウォーキングの楽しさや効用を広める「健康ウォーキング推 進者」の育成と活動の支援を行います。	保健医療課
各種市民活動・ボラン ティア活動、地域活動 の人材育成(再掲)	市まちづくり市民交流プラザ等において、地域を支える活動など市民活動を担う人材育成の講座などを実施します。	市民活動推進課等
各種ボランティアの登 録制度の実施 (再掲)	市民活動などを通じて得た知識・技術などを生かしてボランティア活動をする人材の登録・斡旋を実施します。また、市社会福祉協議会が設置運営する「ボランティア情報センター」、区社会福祉協議会が設置運営する「ボランティアセンター」などの取組を支援します。	市民活動 推進課・ 地域福祉 課
各種情報の発信(再 掲)	市ホームページ・広報紙や市関係団体のホームページ・広報紙などを活用し、市民活動・ボランティア活動、地域活動等の情報発信を行います。	各事業課
"まるごと元気"地域 コミュニティ活性化補 助事業の実施	町内会・自治会、地区社会福祉協議会等が、自主的・継続的に行う地域コミュニティの活性化に資する取組を支援します。	コミュニティ 再生課
区の魅力と活力向上推 進事業の実施	区役所が区長と住民の対話等を踏まえ、住民との連携・協働の下、企画・立案力を十分発揮し、地域の魅力や活力の向上に資する住民の主体的かつ継続的な活動を、地域団体等への補助金の交付、事業の委託及び物品の提供などにより効果的に支援します。	コミュニティ 再生課
市民活動保険制度の実 施(再掲)	町内会・自治会や老人クラブなどにおいて、高齢者が自主的・自 発的な市民活動に取り組めるよう、賠償事故、傷害事故を対象と する市民活動保険制度を実施し、その活動を支援します。	市民活動推 進課

【施策の柱2】高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり

施策項目(1) 見守り支え合う地域づくりの推進

① 地域における見守り・支え合い活動等の促進

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
高齢者地域支え合い事 業の実施 (再掲)	地域包括支援センターがコーディネーターとなり、小学校区を 基本として、民生委員や地区社会福祉協議会、町内会・自治 会、単位老人クラブといった様々な活動主体の連携強化及び見 守り活動情報の一元化・共有化を図ることができるネットワー クを構築する「高齢者地域支え合い事業」の取組か所数を増や し、見守り活動を基本に高齢者の活動・交流の場づくり、生活 支援サービスへの繋ぎなど、ともに支え合う地域づくりを推進 します。	高齢福祉課
民生委員・児童委員が 行う活動への支援	民生委員・児童委員に対する研修を実施するとともに、高齢者 の支援ニーズに応じた情報提供や地域で行う様々な相談活動を 支援します。	地域福祉課
地区社会福祉協議会が 行う福祉のまちづくり 事業3事業への支援 (再掲)	地域の見守り活動につながる「近隣ミニネットワークづくり推進事業」、地域住民等のふれあいの場づくりにつながる「ふれあい・いきいきサロン設置推進事業」、地域住民の支え合い活動につながる「地区ボランティアバンク活動推進事業」を行う地区社会福祉協議会への活動支援を実施している市社会福祉協議会への支援を行います。	地域福祉課
単位老人クラブが行う 友愛活動への助成(再 掲)	単位老人クラブが行うひとり暮らし高齢者等への「友愛訪問」など、地域における友愛活動への助成を行います。	高齢福祉課
避難行動要支援者の避 難支援に係る取組の支 援	災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者(高齢者や障害者等)の名簿を整備するとともに、避難行動要支援者のうち、名簿情報の外部提供に同意が得られた者のみを掲載した同意者リストを作成します。同意者リストは、地域で避難支援に携わる避難支援等関係者(自主防災組織、町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等)に提供し、地域の実情に応じた避難支援に係る取組を支援します。	危機管理 課・健康福 祉企画課

② 相談支援体制の充実

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
地域包括支援センターの運営等	市内 41 か所の地域包括支援センターに保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職員を配置し、高齢者の総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント事業等を実施します。また、担当する日常生活圏域内等の高齢者人口の増加などに対応した体制の充実を図り、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進します。さらに、各区健康長寿課内に設置している区地域包括ケア推進センターが、地域包括支援センターの業務の調整支援を行います。	地域包括ケア推進課
地域包括支援センター 運営協議会の開催	地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保する ため、市及び各区の地域包括支援センター運営協議会を開催 し、地域包括ケアシステムの構築に向けた課題や公正・中立な 運営を確保するための課題等について協議します。	地域包括ケア推進課
地域ケア会議の開催	本市の地域包括ケアシステムの構築を加速化するため、市レベル・区レベル・日常生活圏域レベルの各階層で地域ケア会議を 開催します。	地域包括 ケア推進課
地域ケアマネジメント 会議の開催 (再掲)	地域包括支援センター等が実施する介護予防ケアマネジメント の質の強化を図るため、医師、歯科医師、管理栄養士、リハビ リ専門職等を構成員とした地域ケアマネジメント会議を開催し ます。	地域包括ケア推進課
特別養護老人ホームに よる在宅介護支援の推 進	在宅における介護の限界点を高めることができるよう、介護の 経験が豊富な特別養護老人ホームの職員が、重度の要介護高齢 者等を在宅で介護する家族等に対して、介護に関する相談に応 じたり、介護の方法等の助言を行う取り組みを支援します。	高齢福祉課
民生委員・児童委員が 行う活動への支援(再 掲)	民生委員・児童委員に対する研修を実施するとともに、高齢者 の支援ニーズに応じた情報提供や地域で行う様々な相談活動を 支援します。	地域福祉課

③ 生活支援サービスの充実

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
生活支援体制整備事業 の実施 (再掲)	生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、介護保険制度でのサービスのみならず、保険外のサービスも含む多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図るため、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を推進する役割を担う者(生活支援コーディネーター)を配置し、地域に不足するサービスの創出や、生活支援サポーター養成講座の開催等によるサービスの担い手の育成等を行うとともに、生活支援サービスの多様な提供主体が参画する協議体を設置し、多様な主体間の定期的な情報共有及び連携強化を図ります。	高齢福祉課
住民主体型生活支援訪 問サービス事業の実施	「介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問型サービスとして、地域団体、NPO、ボランティア団体等の多様な実施団体に対し運営費等を補助し、高齢者の多様なニーズに対応した生活支援サービスを提供します。	高齢福祉課
生活援助特化型訪問サ ービス事業の実施	「介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問型サービスとして、生活援助員等が居宅を訪問し、掃除や洗濯などの生活援助サービスを提供します。	介護保険課
見守り配食サービスの 実施	ひとり暮らしの高齢者等の自立と生活の質の確保を図るため、 栄養バランスのとれた食事を定期的に配達する際に安否を確認 し、緊急時には関係機関に連絡等を行います。	高齢福祉課
あんしん電話設置事業の実施	ひとり暮らしの高齢者等宅にあんしん電話を設置し、急病等の 緊急通報に迅速かつ適切な対応をします。また、24 時間 365 日 体制のコールセンターにおいて、看護師等による健康相談や定 期的な声かけなども行います。	高齢福祉課
日常生活用具給付の実 施	ひとり暮らしの高齢者等に対して、日常生活の便宜を図るため、自動消火器、卓上電磁調理器を給付します。	高齢福祉課
在宅訪問歯科健診・診 療事業	在宅で寝たきりであるため、歯科医療機関に通院することが困難な高齢者等を対象に、その居宅を訪問して歯科健康診査及び歯科診療を実施します。	保健医療課
ボランティア活動の促 進	市社会福祉協議会が設置する「ボランティア情報センター」、区 社会福祉協議会が設置する「ボランティアセンター」、地区社会 福祉協議会が設置する「ボランティアバンク」の運営を支援し ます。	地域福祉課
介護者に対する支援	在宅で高齢者を介護する家族等に対して、「家族介護教室の開催」、「高齢者在宅介護用品の支給」、「家族介護慰労金の支給」 を行い、介護者の負担軽減を図ります。	高齢福祉課

④ 地域共生社会に向けた体制整備

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
共生型サービスの実施	障害福祉サービスを受けていた人が65歳になっても、引き続き同じ事業所でサービスを受けることができるよう、事業所が 共生型サービスの指定を受けることに取り組みます。	介護保険 課・障害自 立支援課
地域福祉計画の改定	広島市地域福祉計画について、地域共生社会の理念、地域における包括的な支援体制の整備に向けた取組、関係者の連携を図る仕組み等を盛り込むため、改定を行います。	地域福祉 課・市民活 動推進課
保健師地区担当制の強 化	保健師が、担当地区において、高齢者、障害者、子ども等、全 ての住民を担当し、ハイリスク者の訪問指導、健康教育等の地 区活動の充実を図ります。	健康福祉企 画課
広島市くらしサポート センターによる伴走型 支援の充実	生活困窮者からの相談に包括的に応じ、相談者が抱える課題に 寄り添い、相談者の自立に向け、継続的な支援を行う「広島市 くらしサポートセンター」について、相談支援体制の強化を図 ります。	地域福祉課

施策項目(2) 生活環境の充実

① 高齢者向け住まいの確保

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
関係計画・施策等との 整合が図られた高齢者 向け住宅等の安定的な 確保	「広島市市営住宅マネジメント計画」との整合を図りながら、 住宅困窮高齢者等の居住の安定確保の方策を検討します。	住宅政策 課・高齢福 祉課
高齢者等の住宅確保要 配慮者向け住宅の登録 及び情報提供等	高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の 登録促進に取り組むとともに、これらの住宅への円滑な入居の ため、登録住宅の情報発信、居住支援サービスの情報提供など を行います。	住宅政策 課・高齢福 祉課・地域 福祉課
有料老人ホームの届出 受理及び適正な運営の 確保	有料老人ホームの設置の届出を受理するとともに、必要に応じて立入検査や指導を行い、適正な運営及びサービスの質を確保します。	高齢福祉課
サービス付き高齢者向 け住宅の登録及び適正 な運営の確保	サービス付き高齢者向け住宅の登録及び既設住宅の登録更新を 行うとともに、必要に応じて立入検査や指導を行い、適正な運 営及びサービスの質を確保します。	高齢福祉 課・住宅政 策課
介護保険施設等の必要 定員数の確保	特別養護老人ホーム及び認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)について、必要な定員数を確保します。	高齢福祉 課・介護保 険課
市営住宅への生活援助 員の派遣	高齢者向け市営住宅(シルバーハウジング。江波沖市営住宅、 京橋会館、吉島市営住宅)において生活援助員の派遣を行いま す。	高齢福祉課
住宅改修費補助事業の 実施	高齢者等の日常生活の利便性の向上や介護者の負担軽減を図る ため、住宅のバリアフリー化のための改修工事費の一部を補助 します。	高齢福祉 課・介護保 険課
高齢者の住まい等に関 する情報提供体制の充 実	将来の介護ニーズを考慮しつつ、高齢者自らのライフスタイル や収入の状況などに合わせた住まいを幅広く選択することが可 能となるよう、高齢者の住まい等に関するサービスの内容や空 き状況等の情報について、関係機関等と連携しながら、きめ細 かに情報提供・相談対応ができる体制を充実していく方策を検 討します。	高齢福祉課
養護・特別養護老人ホ ームの老朽化対策	養護老人ホーム、特別養護老人ホームについて、老朽化が進ん でいる施設が多いことから、入所者の安全確保や居住環境の改 善を図ります。	高齢福祉課

② 福祉のまちづくりの推進

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
広島市バリアフリーマ ップの普及	高齢者や障害者、乳幼児を連れた人など、市民が気軽に安心して外出できるよう、市内中心部やJR広島駅周辺の、多くの市民が利用する公共施設や民間施設のバリアフリー設備の整備状況についての情報を、マップ形式で提供します。	健康福祉企画課
福祉のまちづくり啓発 事業の実施	福祉のまちづくりをソフト面から推進するため、「福祉のまちづくり読本」の配布や「福祉のまちづくり啓発ビデオ」の貸出し等により、福祉のまちづくりの理念、高齢者及び障害者の特性や手助け方法等を市民及び職員に普及し、人にやさしい市民意識の醸成に努めます。	健康福祉企画課
「広島県思いやり駐車 場利用証交付制度」の 普及	公共施設・民間施設の車いす使用者対応駐車場を設置者等の登録により「広島県思いやり駐車場」に位置付け、障害者・高齢者・妊産婦等の車の乗降等に配慮を必要とする人に対象駐車区画の利用証を交付することにより、対象者が安心して駐車できる環境づくりや対象駐車区画の適正利用を促進します。	健康福祉企画課
公共施設のバリアフリ 一化	本市の施設について、「広島市公共施設福祉環境整備要綱」に基づき、建築物、道路、公園、駐車場のバリアフリー化を推進します。	健康福祉企 画課
低床低公害バス車両購 入費補助	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の整備 目標を踏まえ、低床低公害バスの車両購入費の一部補助を行い ます。	都市交通部
路面電車のLRT化の 推進	低床路面電車の導入を促進するなど、路面電車のLRT化(定時性、速達性、快適性などに優れ、人にも環境にもやさしい路面電車にすること)を推進します。	都市交通部
交通施設バリアフリー 化設備整備費補助	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、利用者数等一定の要件を満たす交通施設のバリアフリー化について、国と協調して整備に対する補助を行います。	都市交通部
バス運行対策費補助	生活交通として必要不可欠な、一定の要件を満たすバス路線の 運行経費の一部補助を行います。	都市交通部
地域主体の乗合タクシ 一等導入・運行支援	地域が主体となって乗合タクシー等を導入する取組に対して、 その各段階において、地域特性に応じた運行方式(デマンド型 交通、定時定路線型交通)の導入等に対する助言、実験運行を 実施する場合の収支不足額の全額補助、本格運行を実施する場 合の国や市の補助制度を活用した財政的支援などを行います。	都市交通部

施策項目(3) 権利擁護の推進

① 成年後見制度の普及促進

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
成年後見制度の普及促 進	一般市民向けの講座を開催するなど、成年後見制度の普及促進 を図ります。	高齢福祉課
成年後見人等選任の市 長申立て	身寄りがなく判断能力が十分でないため財産管理等ができない 高齢者に代わって、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の 申立てを行います。	高齢福祉課
成年後見人等への報酬 支払助成	後見人等への報酬を支払う資力がない被後見人等に報酬相当の 費用を助成します。	高齢福祉課
市民後見人の育成	市社会福祉協議会において、成年後見を担う人材を育成できる 体制を整え、同協議会が実施する福祉サービス利用援助事業 「かけはし」や法人後見事業「こうけん」などの仕組みを活用 して、後見等の業務を適正に行うことのできる担い手を育成し ます。また、市民後見人に対するサポート体制を整え、市民後 見人に対する助言等を行います。	高齢福祉課

② 高齢者虐待防止の推進

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
高齢者虐待防止事業の 実施	各区厚生部と地域包括支援センターが、医師会、弁護士会、社会福祉士会等の関係団体や民生委員、介護サービス事業者等と連携して高齢者虐待防止ネットワークを形成し、高齢者虐待の防止及び早期発見と保護、養護者の支援を行います。	地域包括ケア推進課
特別養護老人ホーム等 での緊急保護	虐待により生命又は身体に重大な危険が生じる恐れがある高齢者を、「老人福祉法」に基づき、特別養護老人ホーム等へ緊急に保護します。	高齢福祉課
高齢者虐待等緊急一時 保護居室確保	高齢者虐待事例により迅速に対応するため、虐待を受けた高齢者を緊急に一時保護する居室を確保します。	高齢福祉課
高齢者虐待に関する養	養介護施設の監査・実地指導等の際に身体拘束や苦情処理の状況など高齢者虐待に関連した事項について重点的にチェックす	高齢福祉課 ・介護保険
介護施設の監査・実地	ひなともに、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報・届	課
指導等の実施	出に対応し、事実確認調査や虐待の再発防止のための指導等を 行います。	・地域包括ケア推進課
養介護施設従事者等を	養介護施設従事者等を対象として、高齢者虐待防止法の内容や	地域包括
対象とした研修の実施	虐待防止の取組事例の紹介等を行う研修を実施します。	ケア推進課
高齢者虐待対応職員を	高齢者虐待に対応する各区健康長寿課職員や地域包括支援セン	地域包括
対象とした研修の実施	ター職員等を対象とした実務的な研修を実施します。	ケア推進課

施策項目(4) 暮らしの安全対策の推進

① 交通事故防止対策の推進

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
交通安全教室の開催な どによる交通安全意識 の向上	老人クラブ等を対象とした動体視力計等を活用した参加・体験型の交通安全教室を開催します。また、薄暮時や夜間の外出における反射材の着用促進や福祉関係者を通じた交通安全に関する情報提供に取り組みます。	道路管理課

② 犯罪の起こりにくい安全なまちづくりの推進

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
一家一事業所一点灯運	日没後、自宅や通行人の安全性を高めるため、各家庭、各事業	市民安全
動の推進	所等が通りに面した場所の照明を点灯する取組を促進します。	推進課
特殊詐欺対策推進事業	特殊詐欺による被害を防止するため、被害に遭いやすい高齢者	市民安全
粉炸計	を中心として、市民の意識高揚を図ります。	推進課

③ 消費者施策の推進

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
消費生活センターにお ける相談対応	消費生活センターにおいて、消費生活相談に対応するととも に、必要に応じて地域包括支援センター、警察等関係機関と連 携して、消費者被害救済の取組を実施します。	消費生活 センター
消費生活に関する出前 講座等の実施	高齢者団体、町内会・自治会など各種団体等からの申し込みにより、消費生活専門相談員等の資格を有する講師を派遣し、消費者トラブルの実例を通して消費生活の基礎知識等の普及啓発を実施します。	消費生活センター
高齢者等の消費者被害 防止対策講座の開催	高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、地域包括支援センターの職員等を対象に、消費生活専門相談員等の資格を有する講師を派遣し、講習会を開催します。	消費生活 センター
消費生活サポーター養 成講座	消費者問題に関する専門知識や見守り活動のあり方についての 講座の修了生を"消費生活サポーター"として委嘱し、高齢者 等を消費者被害から守るための見守り活動を担う役割を担って もらいます。	消費生活センター
消費生活協力団体育成 のための見守り講座	地域生活に密着した民間団体を対象として、見守りに役立つ講 座を実施しながら消費生活協力団体の委嘱につなげ、高齢者等 を対象に地域の見守りの役割を担ってもらいます。	消費生活 センター
配食サービスを利用した高齢者への情報提供事業	広島市高齢者配食サービスを受けている高齢者に、食事と合わ せて消費者被害についてのチラシを配布することで注意を促し ます。	消費生活 センター
高齢者等への消費生活 相談周知事業	高齢者に消費生活センターの電話番号や、消費者トラブルの実例を記載したチラシを提供し、高齢者に対し、消費生活センターを周知することで消費生活センターへの早期相談を促し、高齢者の消費者被害防止を目指します。	消費生活 センター

④ 防災対策の推進

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
高齢者世帯への防火訪	高齢者のいる世帯を対象として防火訪問を実施し、住宅の防火	消防・予防
問	に関する意識啓発に取り組みます。	課
避難行動要支援者の避 難支援に係る取組の支 援(再掲)	災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者(高齢者や障害者等)の名簿を整備するとともに、避難行動要支援者のうち、名簿情報の外部提供に同意が得られた者のみを掲載した同意者リストを作成します。同意者リストは、地域で避難支援に携わる避難支援等関係者(自主防災組織、町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等)に提供し、地域の実情に応じた避難支援に係る取組を支援します。	危機管理 課・健康福 祉企画課
避難行動要支援者宅等 への防災行政無線屋内 受信機の設置	高齢者や障害者など、自ら避難することが困難で、早めの避難 が必要となる避難行動要支援者のうち、土砂災害や洪水などの 危険区域に居住する世帯を対象に、自宅で避難情報を聞くこと ができる防災行政無線屋内受信機を設置します。	災害対策課
社会福祉施設等との福 祉避難所の設置協定の 締結	災害が発生し、指定避難所等での避難生活が長期化する場合、 福祉的配慮が必要な高齢者が、安心して避難生活を送ることが できる体制が整っている福祉避難所を設置するための協定を社 会福祉施設等と締結します。	健康福祉企画課

【施策の柱3】援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実

施策項目(1) 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進

① 介護サービス基盤の整備

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
介護サービス基盤の整 備促進	介護サービスについて、必要量や地域特性を踏まえた整備促進 に取り組みます。また、「広島市立地適正化計画」の誘導施設に 通所・訪問系地域密着型サービス事業所を定めるなど、集約型 都市構造の実現に向けた取り組みと整合を図ります。	介護保険課 ・都市計画 課
地域密着型サービス事 業所整備等補助	地域密着型サービスの提供体制の確保に向けて、その整備を促 進するための補助を行います。	介護保険課
民間老人福祉施設整備 補助	社会福祉法人等が設置経営する社会福祉施設の整備事業を行う場合、その整備を促進するための補助を行います。	介護保険 課・高齢福 祉課
共生型サービスの実施 (再掲)	障害福祉サービスを受けていた人が65歳になっても、引き続き同じ事業所でサービスを受けることができるよう、事業所が 共生型サービスの指定を受けることに取り組みます。	介護保険 課・障害自 立支援課
ケアプラン点検の実施	居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所を訪問し、自立支援 に資するケアマネジメントの実践に向けて点検・指導を行いま す。	介護保険課
介護支援専門員に対す る研修の実施	介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上を図るため、居 宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護保険施設等の介 護支援専門員に対して研修を実施します。	介護保険課

② 介護人材の確保・育成

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
介護フェアの開催	介護・障害福祉分野で働く意欲を持った人材の参入を促すため、 福祉人材と事業者双方のニーズを踏まえた効果的なマッチング の場として「福祉の就職総合フェア」を広島県社会福祉協議会と 共同で開催します。	介護保険 課・障害自 立支援課
保育・介護人材応援プロジェクト	地域団体、経済団体など地域の多様な関係者が協力し、地域全体で保育・介護人材を社会的財産として確保・育成するため次の取組を行います。 ①プロジェクト会議の運営保育・介護人材の支援策等について、協議を行います。 ②保育・介護人財サポート事業の実施地元企業、保育・介護事業者等が協力し、賃金面の処遇改善を行う国の取組を補完することを目的に、買物支援など福利厚生面での処遇改善を行う国の取組を補完することを目的に、買物支援など福利厚生面での処遇改善を行います。 ③介護のお仕事魅力発信イベントの開催市民に対し、介護職の魅力や意義を伝えるとともに、介護職の社会的評価の向上を図るため、介護職経験者等による講演会等を開催します。 ④介護職の裾野の拡大地域等において、介護への理解を深めるとともに、高齢者や障害者への支援ができる人の育成を図り、その中で、介護への仕事に関心を持った人が就業しやすくするための環境整備に取り組みます。	介護保険 課・保育指 導課・雇用 推進課
広島市介護マイスター 養成支援事業	介護職員の資質の向上やキャリア形成を図るとともに、その社会的評価を高め、介護技術に優れた中核となる人材の養成・定着を促進するため、国の「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」に基づき、一定レベル以上の認定を取得した者を「ひろしま介護マイスター」として認定し、養成した事業所に奨励金を交付します。	介護保険課
小規模事業所介護人材 育成支援事業	質の高い中核的な介護人材の育成・定着を図ることを目的として、職員の研修機会の確保が難しい小規模事業所に対し、職員が研修を受ける機会を提供します。	介護保険課
生活支援体制整備事業 の実施 (再掲)	生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、介護保険制度でのサービスのみならず、保険外のサービスも含む多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図るため、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を推進する役割を担う者(生活支援コーディネーター)を配置し、地域に不足するサービスの創出や、生活支援サポーター養成講座の開催等によるサービスの担い手の育成等を行うとともに、生活支援サービスの多様な提供主体が参画する協議体を設置し、多様な主体間の定期的な情報共有及び連携強化を図ります。	高齢福祉課
住民主体型生活支援訪 問サービス事業の実施 (再掲)	「介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問型サービスとして、 地域団体、NPO、ボランティア団体等の多様な実施団体に対し 運営費等を補助し、高齢者の多様なニーズに対応した生活支援サ ービスを提供します。	高齢福祉課

施策項目(2) 介護保険事業の円滑な実施と持続可能性の確保

① 介護給付の適正化の取組の推進

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
厳正な指定審査の実施	基準に適合した介護サービスを利用者に提供するため、介護サービス事業者の指定申請等に対して厳正な審査を行います。	介護保険課
実地指導や集団指導等 の実施	介護サービスの適正な提供や質の確保を図るため、介護サービス事業者に対して、新規指定時及び指定更新時等の実地指導並びに集団指導を実施します。また、介護サービス事業者の不正事案については、監査や行政処分を行うなど厳格に対応します。	介護保険課
レセプトチェックの実 施	介護報酬請求の内容を点検するレセプト (介護給付費明細書) チェックを行います。	介護保険課
認定調査の適正化	認定調査の適正化を図るため、①本市職員による新規申請者に対する認定調査の直接実施、②委託実施する更新調査等の内容点検、③認定調査の実施機関として県の指定を受けた事務受託法人の活用による更新調査等の実施、④認定調査員に対する定期的な研修を実施します。	介護保険課
介護認定審査会委員に 対する研修の実施	新任・現任の介護認定審査会委員に対して定期的な研修を実施 します。	介護保険課
ケアプラン点検の実施 (再掲)	居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所を訪問し、自立支援 に資するケアマネジメントの実践に向けて点検・指導を行いま す。	介護保険課
介護支援専門員に対す る研修の実施(再掲)	介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上を図るため、居 宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護保険施設等の介 護支援専門員に対して研修を実施します。	介護保険課
福祉用具購入・貸与の 適正化	福祉用具購入・貸与の適正化を図るため、利用者が適切な福祉 用具を選択するために必要な情報が入手できるような環境整備 に取り組みます。	介護保険課
住宅改修工事チェック 等の実施	工事施工前に適切な住宅改修かどうか確認し、工事施工後もチェックを行います。また、住宅改修事業者等に対する研修を実施します。	介護保険課
介護給付費通知の送付	介護サービスの適正利用についての意識啓発を図るため、居宅 サービスの利用者に対して介護サービスの利用状況を記した 「介護給付費通知」を送付します。	介護保険課
各種広報媒体を活用し た意識啓発	各種広報媒体を活用し、介護サービス利用についての意識啓発 を行います。	介護保険課

② 相談・苦情解決体制の充実

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
介護相談員の派遣	介護保険施設等に介護相談員を派遣し、サービス利用者の相談 に応じることにより、介護サービス等に対する疑問や不満、不 安の解消に努めます。	介護保険課
介護保険ほっとライン	「介護保険ほっとライン」を開設し、市民からの介護保険に関する疑問、介護に関する悩み相談などに対応します。	介護保険課

③ 低所得者対策等の実施

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
低所得者等に対する保 険料の軽減	災害に被災した人や失業・入院等により収入が著しく減少した 人等を対象に保険料の減免を行います。	介護保険課
重度心身障害者や低所 得者等に対する利用者 負担の軽減	介護サービスの利用者負担の軽減のため、次の事業を実施します。 ①重度心身障害者介護保険利用負担助成、②介護保険支給限度 額超過利用負担助成、③社会福祉法人による介護サービス利用 者負担軽減費用助成、④高額介護サービス費や高額医療合算介 護サービス費、⑤介護保険施設に入所した場合の居住費や食費 の軽減、⑥災害に被災した人や失業・入院等により収入が著し く減少した人等を対象とした利用者負担減免等	介護保険課 ・保険年金 課

施策項目(3) 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進

① 在宅医療に取り組む機関・人材の確保と育成

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
「在宅医療・介護連携 推進委員会」など在宅 医療・介護連携に関す る取組	市及び各区に、医療関係者と介護関係者等で構成される「在宅 医療・介護連携推進委員会」を設置するとともに、在宅医療の 充実や在宅医療・介護連携の推進方策等について幅広く意見交 換や情報交換を行いながら、医療関係者と介護関係者の顔の見 える関係づくりや在宅医療支援体制の整備促進、市民の在宅ケ アに関する理解促進など、関係者の協働した取組を推進しま す。	地域ア・ 課 保健 保健 課
在宅医療・介護サービス提供基盤の整備促進	在宅医療・介護連携推進委員会における情報交換・意見交換や研修会の開催などにより、在宅療養支援診療所や訪問歯科診療所、訪問看護事業所等の在宅医療提供機関、及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護等の介護サービス提供事業所の整備促進とサービスの質の向上に取り組みます。	地 女 課 保健 課
在宅訪問歯科健診・診 療事業(再掲)	在宅で寝たきりであるため、歯科医療機関に通院することが困 難な高齢者等を対象に、その居宅を訪問して歯科健康診査及び 歯科診療を実施します。	保健医療課

② 在宅医療を支える病診連携、診診連携、多職種連携、後方支援体制の確保

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
「在宅医療・介護連携 推進委員会」など在宅 医療・介護連携に関す る取組(再掲)	市及び各区に、医療関係者と介護関係者等で構成される「在宅 医療・介護連携推進委員会」を設置するとともに、在宅医療の 充実や在宅医療・介護連携の推進方策等について幅広く意見交 換や情報交換を行いながら、医療関係者と介護関係者の顔の見 える関係づくりや在宅医療支援体制の整備促進、市民の在宅ケ アに関する理解促進など、関係者の協働した取組を推進しま す。	地 ケ 課 保 保 保 保 課
地域包括支援センター による在宅医療・介護 連携の推進	地域包括支援センターが市及び各区の在宅医療・介護連携推進 委員会に参画するとともに、日常生活圏域において、医療関係 者と介護関係者の情報交換会・事例検討会等を開催することな どにより、医療・介護関係者の顔の見える関係づくりやケアの 質の向上を図ります。	地域包括ケア推進課
在宅医療相談支援窓口 運営事業の実施	在宅療養患者の緊急時の受入機関の調整や、在宅医療に関する 相談などに対応する「在宅医療相談支援窓口」を各区に設置・ 運営するとともに、窓口運営に当たって必要となる後方支援医 療機関のネットワーク化や、在宅医療を担うかかりつけ医や専 門医等の相互連携・協力体制の構築を図ります。	地域包括ケア推進課

③ 認知症医療・介護連携の強化

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
認知症疾患医療センターの運営	認知症の専門医療相談や鑑別診断、行動心理症状や身体合併症 に係る急性期治療を行うとともに、かかりつけ医や介護従事者 の研修等を行う認知症疾患医療センターを2か所で運営しま す。	地域包括 ケア推進 課
認知症地域支援推進事 業の実施	認知症地域支援推進員を各区1か所の地域包括支援センターに 配置し、認知症疾患医療センター等の専門医療機関や医師会等 と連携し、認知症に関する医療・介護連携の推進や地域包括支 援センター職員・介護支援専門員等に対する技術的支援、若年 性認知症の人や家族に対する相談支援等を実施します。	地域包括 ケア推進 課
「認知症初期集中支援 チーム」の設置・運営	認知症専門医の指導の下、複数の専門職が認知症の人等を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援 チーム」を設置し、運営します。	地域包括ケア推進課
認知症サポート医等の 医療従事者に対する研 修の実施	認知症サポート医やかかりつけ医認知症対応力向上研修修了者 等に対するフォローアップ研修を実施するとともに、歯科医師 や薬剤師、看護職員、病院勤務の医療従事者向け認知症対応力 向上研修を実施します。	地域包括 ケア推進 課
介護従事者等に対する 認知症介護に関する研 修の実施	認知症介護従事者を対象とした基礎研修や実践研修、認知症対 応型サービス事業管理者研修等の認知症介護に関する研修を実 施し、介護従事者等の認知症対応力の向上を図ります。	地域包括 ケア推進 課・介護保 険課
地域包括支援センター による在宅医療・介護 連携の推進(再掲)	地域包括支援センターが市及び各区の在宅医療・介護連携推進 委員会に参画するとともに、日常生活圏域において、医療関係 者と介護関係者の情報交換会・事例検討会等を開催することな どにより、医療・介護関係者の顔の見える関係づくりやケアの 質の向上を図ります。	地域包括ケア推進課
認知症地域連携パスの 普及促進	認知症疾患医療センター等が発行する認知症地域連携パスを活 用した医療・介護連携を推進します。	地域包括 ケア推進課

④ 在宅医療・介護に関する市民啓発

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
「在宅医療・介護連携 推進委員会」など在宅 医療・介護連携に関す る取組(再掲)	市及び各区に、医療関係者と介護関係者等で構成される「在宅 医療・介護連携推進委員会」を設置するとともに、在宅医療の 充実や在宅医療・介護連携の推進方策等について幅広く意見交 換や情報交換を行いながら、医療関係者と介護関係者の顔の見 える関係づくりや在宅医療支援体制の整備促進、市民の在宅ケ アに関する理解促進など、関係者の協働した取組を推進しま す。	地域ア・課保保保保保保課
特別養護老人ホームに よる在宅介護支援の推 進(再掲)	在宅における介護の限界点を高めることができるよう、介護の 経験が豊富な特別養護老人ホームの職員が、重度の要介護高齢 者等を在宅で介護する家族等に対して、介護に関する相談に応 じたり、介護の方法等の助言を行う取り組みを支援します。	高齢福祉課
介護者に対する支援 (再掲)	在宅で高齢者を介護する家族等に対して、「家族介護教室の開催」、「高齢者在宅介護用品の支給」、「家族介護慰労金の支給」 を行い、介護者の負担軽減を図ります。	高齢福祉課

施策項目(4) 認知症施策の推進

① 認知症に関する正しい知識の普及と早期診断・早期対応のための体制整備

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
認知症サポーター養成 講座の開催	認知症アドバイザーが認知症サポーター養成講座の講師となり、地域住民や職域・学校等を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催します。	地域包括ケア推進課
認知症サポーターステ ップアップ講座の開催	認知症サポーター養成講座受講者が、認知症の人とその家族を 地域で支えるボランティアとして、認知症の人にやさしい地域 づくりに向けた取組の新たな担い手になることを促進するた め、ステップアップ講座を開催します。	地域包括ケア推進課
若年性認知症に関する 正しい知識の普及	本市ホームページへの記事掲載やチラシ等の作成配布、認知症 サポーター養成講座などを通じて、若年性認知症に関する正し い知識の普及に努めます。	地域包括ケア推進課
「認知症初期集中支援 チーム」の設置・運営 (再掲)	認知症専門医の指導の下、複数の専門職が認知症の人等を訪問 し、初期の支援を包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援 チーム」を設置し、運営します。	地域包括ケア推進課

② 認知症の容態に応じた、切れ目のない良質な医療・介護の提供

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
認知症疾患医療センターの運営(再掲)	認知症の専門医療相談や鑑別診断、行動心理症状や身体合併症 に係る急性期治療を行うとともに、かかりつけ医や介護従事者 の研修等を行う認知症疾患医療センターを2か所で運営しま す。	地域包括ケア推進課
認知症地域連携パスの 普及促進 (再掲)	認知症疾患医療センター等が発行する認知症地域連携パスを活用した医療・介護連携を推進します。	地域包括 ケア推進課
認知症地域支援推進事 業の実施(再掲)	認知症地域支援推進員を各区1か所の地域包括支援センターに 配置し、認知症疾患医療センター等の専門医療機関や医師会等 と連携し、認知症に関する医療・介護連携の推進や地域包括支 援センター職員・介護支援専門員等に対する技術的支援、若年 性認知症の人や家族に対する相談支援等を実施します。	地域包括ケア推進課
認知症サポート医等の 医療従事者に対する研 修の実施(再掲)	認知症サポート医やかかりつけ医認知症対応力向上研修修了者 等に対するフォローアップ研修を実施するとともに、歯科医師 や薬剤師、看護職員、病院勤務の医療従事者向け認知症対応力 向上研修を実施します。	地域包括ケア推進課
「認知症初期集中支援 チーム」の設置・運営 (再掲)	認知症専門医の指導の下、複数の専門職が認知症の人等を訪問 し、初期の支援を包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援 チーム」を設置し、運営します。	地域包括ケア推進課
認知症に係る介護サー ビスの充実	環境変化の影響を受けやすい認知症の人に対して、住み慣れた 地域において継続して日常生活を営むことができるよう支援す るため、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホ ーム)や認知症対応型通所介護等の認知症対応サービスの計画 的整備を促進します。	介護保険課
介護従事者等に対する 認知症介護に関する研 修の実施(再掲)	認知症介護従事者を対象とした基礎研修や実践研修、認知症対 応型サービス事業管理者研修等の認知症介護に関する研修を実 施し、介護従事者等の認知症対応力の向上を図ります。	地域包括 ケア推進 課・介護保 険課
地域密着型サービス事 業所整備等補助 (再掲)	地域密着型サービスの提供体制の確保に向けて、その整備を促進するための補助を行います。	介護保険課

③ 若年性認知症施策の強化

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
地域包括支援センター や各区の保健・医療・ 福祉総合相談窓口にお ける相談支援	市内 41 か所の地域包括支援センターや各区厚生部の保健・医療・福祉総合相談窓口において、認知症に関する相談対応を行い、必要に応じて、専門医療機関の紹介や介護サービス等の利用支援を実施します。	地域包括 ケア健康 福祉企画 課
認知症地域支援推進事 業の実施(再掲)	認知症地域支援推進員を各区1か所の地域包括支援センターに 配置し、認知症疾患医療センター等の専門医療機関や医師会等 と連携し、認知症に関する医療・介護連携の推進や地域包括支 援センター職員・介護支援専門員等に対する技術的支援、若年 性認知症の人や家族に対する相談支援等を実施します。	地域包括 ケア推進 課
若年性認知症支援コーディネーターの設置検 討	コーディネーター設置に係る権限が指定都市にも付与された場合には、市域で活動するコーディネーターの設置を検討します。	地域包括 ケア推進課
若年性認知症に関する 正しい知識の普及 (再掲)	本市ホームページへの記事掲載やチラシ等の作成配布、認知症 サポーター養成講座などを通じて、若年性認知症に関する正し い知識の普及に努めます。	地域包括ケア推進課
若年性認知症に関する 介護従事者研修の実施	介護従事者を対象として、若年性認知症に関する研修会を開催 します。	地域包括 ケア推進課
「陽溜まりの会」に対 する運営支援	若年性認知症の人とその家族の情報交換・交流の場として「認知症の人と家族の会」が主催する「陽溜まりの会」に対し、講師派遣等による運営支援を行います。	地域包括 ケア推進課

④ 認知症の人と家族等に対する生活支援・地域支援の充実

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
地域包括支援センター や各区の保健・医療・ 福祉総合相談窓口にお ける相談支援(再掲)	市内 41 か所の地域包括支援センターや各区厚生部の保健・医療・福祉総合相談窓口において、認知症に関する相談対応を行い、必要に応じて、専門医療機関の紹介や介護サービス等の利用支援を実施します。	地域包括 ケア推進 課・健康 福祉企画 課
認知症地域支援推進事 業の実施(再掲)	認知症地域支援推進員を各区1か所の地域包括支援センターに 配置し、認知症疾患医療センター等の専門医療機関や医師会等 と連携し、認知症に関する医療・介護連携の推進や地域包括支 援センター職員・介護支援専門員等に対する技術的支援、若年 性認知症の人や家族に対する相談支援等を実施します。	地域包括ケア推進課
区保健センターにおけ る相談支援	区保健センターにおいて、精神科医師や精神保健福祉相談員に よる相談を実施します。	精神保健 福祉課
認知症疾患医療センターの運営(再掲)	認知症の専門医療相談や鑑別診断、行動心理症状や身体合併症 に係る急性期治療を行うとともに、かかりつけ医や介護従事者 の研修等を行う認知症疾患医療センターを2か所で運営しま す。	地域包括ケア推進課
認知症コールセンター (電話相談窓口)の運 営	認知症の人や家族等が不安や悩みなどを気軽に相談できるよう、認知症介護の経験者等が、専用電話で相談対応を行い、必要に応じて、地域包括支援センターや専門医療機関の紹介等を行います。	地域包括ケア推進課
「陽溜まりの会」に対 する運営支援(再掲)	若年性認知症の人とその家族の情報交換・交流の場として「認知症の人と家族の会」が主催する「陽溜まりの会」に対し、講師派遣等による運営支援を行います。	地域包括ケア推進課

認知症カフェ運営事業	認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が気軽に集い、相互交流を図るとともに、専門職による相談・助言等などにより、認知症の人とその家族の孤立化防止や地域で認知症の人とその家族を支える体制づくりの促進を図るため認知症カフェの運営費の補助を行います。	地域包括ケア推進課
徘徊高齢者等SOSネットワークの運営	各区において、区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域 包括支援センター、介護保険事業所等がネットワークを形成 し、行方不明者情報の共有や徘徊の恐れのある認知症高齢者等 の事前登録などにより、警察の捜索に協力し、捜索願が出され た認知症高齢者等の早期発見・保護に努めます。	地域包括ケア推進課
認知症高齢者等の家族の会に対する支援	区保健センターにおいて、認知症高齢者等を介護している家族 の介護技術の向上と介護負担の軽減を図るため、家族同士の交 流と情報交換の場としての家族の会に対し、研修を実施するな どの支援を行います。	地域包括ケア推進課
認知症高齢者等介護セ ミナーの開催	認知症高齢者等の心理や介護方法に関する正しい知識の普及を 図るため、市民を対象としたセミナーを開催します。	地域包括 ケア推進課
認知症サポーター養成 講座の開催 (再掲)	認知症アドバイザーが認知症サポーター養成講座の講師となり、地域住民や職域・学校等を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催します。	地域包括 ケア推進課
認知症サポーターステップアップ講座の開催 (再掲)	認知症サポーター養成講座受講者が、認知症の人とその家族を 地域で支えるボランティアとして、認知症の人にやさしい地域 づくりに向けた取組の新たな担い手になることを促進するた め、ステップアップ講座を開催します。	地域包括ケア推進課
成年後見人等選任の市 長申立て(再掲)	身寄りがなく判断能力が十分でないため財産管理等ができない 高齢者に代わって、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の 申立てを行います。	高齢福祉課
成年後見人等への報酬 支払助成(再掲)	後見人等への報酬を支払う資力がない被後見人等に報酬相当の 費用を助成します。	高齢福祉課
市民後見人の育成 (再掲)	市社会福祉協議会において、成年後見を担う人材を育成できる 体制を整え、同協議会が実施する福祉サービス利用援助事業 「かけはし」や法人後見事業「こうけん」などの仕組みを活用 して、後見等の業務を適正に行うことのできる担い手を育成し ます。また、市民後見人に対するサポート体制を整え、市民後 見人に対する助言等を行います。	高齢福祉課
高齢者虐待防止事業の 実施(再掲)	各区厚生部と地域包括支援センターが、医師会、弁護士会、社会福祉士会等の関係団体や民生委員、介護サービス事業者等と連携して高齢者虐待防止ネットワークを形成し、高齢者虐待の防止及び早期発見と保護、養護者の支援を行います。	地域包括ケア推進課
高齢者虐待に関する養 介護施設の監査・実地 指導等の実施(再掲)	養介護施設の監査・実地指導等の際に身体拘束や苦情処理の状況など高齢者虐待に関連した事項について重点的にチェックするとともに、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報・届出に対応し、事実確認調査や虐待の再発防止のための指導等を行います。	高齢福祉課 ・介護保険 課 ・地域包括 ケア推進課

施策項目(5) 被爆者への援護

① 被爆者への健康診断等の実施

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
被爆者健康診断等の実施	年2回の定期健康診断に加え、希望者への年2回の健康診断 (うち1回はがん検診への変更可)を実施するとともに、精密 な検査が必要な人には精密検査を行います。さらに、健康づく りセンターにおいて、希望者を対象とした骨粗しょう症検診を 実施します。	原爆被害対策部援護課
被爆者健康診断交通手 当の支給	一般検査(がん検診を含む。)、精密検査を受診した際、一定要件を満たす場合には、健康診断受診機関までの交通手当を支給します。	原爆被害対 策部援護課

② 被爆者からの相談対応

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
被爆者からの相談対応	各区健康長寿課において被爆者相談員が健康や生活等に不安を 持つ被爆者の相談に応ずるとともに、介護を要する状態にある 被爆者などに対して必要に応じて家庭訪問をします。また、原 爆被害対策部援護課の被爆者相談ダイヤルで電話相談に対応し ます。	原爆被害対策部援護課

③ 被爆者の日常生活の支援

取 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
被爆者健康交流事業の 実施	健康や福祉制度に関する知識の普及のため、各区での健康づくり教室や交流会を実施します。また、ひとり暮らしの被爆者を対象として、毎月2回市内の公衆浴場を利用した「お風呂の日」を実施することにより、孤立の予防や心身の健康、生きがいづくりに努めます。	原爆被害対策部援護課
健康づくり事業の実施	広島原爆被爆者療養研究センター(神田山荘)のクアハウスを 利用して、温泉療法や運動指導等を実施することにより、被爆 者の健康増進、疾病予防等に努めます	原爆被害対 策部調査課
介護手当の支給	在宅で介護を要する状態(原子爆弾の傷害作用の影響ではないことが明らかであるものを除く。)にある被爆者が、費用を伴う介護を受けている場合に介護手当を支給します。また、重度障害の状態にある被爆者が、費用を伴わない介護を受けている場合にも介護手当を支給します。	原爆被害対策部援護課
介護サービスの利用料 助成	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」や「広島市原子 爆弾被爆者援護要綱」に定める介護サービスを利用した場合 (一部、基準あり。)、その利用料のうち利用者負担に相当する 額を助成します。	原爆被害対策部援護課
原爆養護ホームの適切 な運営	原爆養護ホーム (一般養護ホームと特別養護ホーム) における 職員研修の実施等により、介護・看護サービスの質の向上を図ります。	原爆被害対 策部調査課
原爆養護ホームにおけ る養護の実施	居宅において養護を受けることが困難な被爆者に対し、原爆養護ホーム(一般養護ホームと特別養護ホーム)において、生活指導その他日常生活の世話などを行います。	原爆被害対 策部調査 課・援護課
原爆養護ホームにおける日帰り介護(デイサービス)と短期入所生活介護(ショートステイ)の実施	日常生活を営むのに支障がある在宅の被爆者に対して、日帰り 介護(デイサービス)や短期入所生活介護(ショートステイ) を実施します。	原爆被害対策部援護課